

埼玉県土木工事委託業務検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県が発注する委託業務のうち、土木工事に関連する業務又はそれに類する業務（以下「業務」という。）の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 検査員

埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第89条第1項の規定により検査を行う職員として指定を受けた職員をいう。

(2) 完了検査

完了した業務について行う検査をいう。

(3) 決裁権者

埼玉県財務規則第89条第1項の規定により当該検査に係る支出負担行為についての決裁権者（知事決裁に係るものにあつては、部長とする。）をいう。

(4) 発注課所長

当該検査に係る支出負担行為を行う課所の長をいう。

(検査員の心構え)

第3条 検査員は、受発注者の対等性を遵守した上で、公平な態度と判断により、契約の適正な履行を確認するため、厳正に検査を行わなければならない。

(検査員の指定)

第4条 決裁権者は、完了検査を行うに当たっては、支出負担行為決議書により検査員を指定するものとする。

2 検査員の変更等が生じた場合は、検査員指定書により検査員を指定するものとする。

(検査員の検査手続)

第5条 発注課所長は、受注者から業務の委託業務完了通知書の提出があつたときは、前条の指定を受けた検査員に業務の検査を行わせるものとする。

(業務の完了を確認できない場合の措置)

第6条 検査員は、業務の完了を確認できないと認めるものについては、委託業務手直し指示書により発注課所長に手直しを指示しなければならない。

2 発注課所長は、検査員から委託業務手直し指示書を受理したときは、直ちに受注者に対し、期日を指定して手直しを請求しなければならない。

3 発注課所長は、前項による手直しが完了したときは委託業務手直し報告書により、検査員に手直しが完了した旨を報告しなければならない。

4 検査員は、前項の規定による手直しが完了した旨の報告を受けたときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。

(検査結果の報告)

第7条 検査員は、完了検査の結果について当該業務を適正と認めたときは、委託業務検査調書により、決裁権者に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。